


ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 4 月 VOD 研修②

研修の概要	<p>2024 年 4 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で ADR の 3 時間の単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 4 月 1 日（月）～4 月 30 日（火） ※効果測定の提出は 4 月 30 日（火）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。効果測定の提出をもって受講申込といたします。</p>
受講講座名	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト <ADR ビデオ講座> 手続編（1）「ADR 法の認証基準」 <ADR ビデオ講座> 手続編（2）「認証基準と調停技法」 ※上記 2 つの VOD について一つの効果測定となります。</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「政策関係研修」→「ADR ビデオ講座」→「<ADR ビデオ講座> 手続編（1）「ADR 法の認証基準」と「<ADR ビデオ講座> 手続編（2）「認証基準と調停技法」を選択し、それぞれ資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>ADR：3 時間 ※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】 https://forms.gle/WdQHBDAziWXtHJp59</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org 尚、質問等もこちらのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

効果測定問題 2024年4月実施 日行連 VOD
＜ADR ビデオ講座＞手続編（1）「ADR 法の認証基準」
＜ADR ビデオ講座＞手続編（2）「認証基準と調停技法」

以下の各問題について、内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、指定の Google フォームにて締切日までに送付してください。なお、VOD の内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. ADR 法の正式名称は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律である。
2. 認証紛争解決事業者（以下「ADR 事業者」という。）がどのような民間紛争解決手続の業務をどのような方法で行うかは、ADR 事業者において定める。
3. 事前相談において、センター長（手続管理委員候補者等）は、申込予定者に対し重要事項説明書を交付して、調停手続に関する説明を行う。
4. 当事者に対しての連絡は、全て配達証明郵便又はこれに準ずる方法により行わなければならない。
5. センター長（手続管理者）は、申込が紛争の範囲でない場合には、申込を不受理としなければならない。
6. 手続実施依頼契約は、センターと申込人間の契約のみではなく、センターと相手方間の契約も必要となる。
7. 当事者は原則いつでも紛争解決手続実施依頼契約を解除することができるが、紛争の円滑かつ適正な解決を図る上で合理性があり、かつ、当事者間の衡平を害しないと認められる限り、紛争の双方の当事者の事前の承諾を得て、それぞれ記載した要件及び内容に従い、手続実施依頼契約の解除を制限することができる。
8. 調停人及び弁護士調停人は、紛争の一方の当事者が正当な理由なく、5 回以上又は連続して 5 回以上期日に欠席したときには、調停手続の終了を決定することができる。
9. 調停人は、当事者が希望する場合又は相当と認める場合には、担当弁護士（弁護士調停人が選任されたときは、当該弁護士調停人）の助言を受けて、当事者に対し、合意案を提示することができる。
10. センターは、調停手続が終了した日から 3 年間、手続実施記録を保存しなければならない。